**平成30年度　バドミントン協会 一般会員登録手続きに関わるお願いと確認**

 室蘭地区バドミントン協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務局

**（１）会員登録申請（新規・更新）**

　①登録申請用紙は、各カテゴリーの代表者からチーム代表に送信します。団体代表者は所属チームごとに登録用紙を作成し、各カテゴリーの担当者と事務局にメール添付で送信してください。

②登録申請用紙は、web登録システムに合わせた書式で作成しております。選手名や生年月日、更新時は登録番号など必要事項を正確に入力してください。

　③団体代表者は、担当者（事務局）から確認ができるように、電話番号、メールアドレスの入力をお願いします。

　④確認連絡のために。下記のメール設定の受信許可設定をお願いします。

mt.munekata.shingo@mail.iburi.ed.jp　室蘭地区バドミントン協会事務局　棟方

　⑤一般会員（社会人・レディース）は、事務局が一括して登録事務を代行します。登録は、大会時にも受付する

**（２）登録料の納入**

　①登録料は、室蘭地区協会で集約し、道協会と日本バドミントン協会に一括納入をします。各団体代表者は、室蘭地区協会の口座に登録料のお振込をお願いします。

　　※室蘭地区協会の講座への振込手数料は、各団体でご負担をお願いします。

　②個人あるいは団体から、直接日本協会への登録費の納入は絶対に行わないでください。

　　※地区協会としては、登録手続き不備による返金業務には応じることが出来ません。

　③領収書は、振込時の選手と顧問の登録料の領収証が別途、必要な場合は、各カテゴリー担当者までご連絡ください。

**（４）登録抹消選手の報告**

　　①別紙の報告用紙をカテゴリー担当者に登録申請と一緒にメール送信してください。

　　②昨年度中に退部・転校した・移籍した選手、もしくは今年度に更新登録しない選手の報告をお願いします。

※退部・転校・移籍状況の確認，重複登録の確認のために使用します。

**（５）一般会員の転居にともなる登録変更**

　　　社会人（１９歳以上）の室蘭地区の管轄外への転居（就職、転勤、大学・専門学校への進学など）については、→前年度の登録地区から脱会手続きをしないと、他の地区からの登録ができません。

　　　　→事務局までお問い合わせください。

**（６）会員番号がわからない・会員カードが届いていない場合**

→室蘭地区協会事務局までお問い合わせください。

**（７）有審判資格者の会員更新手続き（必須）**

→審判の資格を持っている方は毎年更新登録をしないと審判資格を失効してしまいます。必ず更新登録をしてください。

　問い合わせ先　　　　　　　室蘭地区バドミントン協会　事務局長　　　棟方　伸吾

　　　　　℡０９０－５９５１－５５７８　　　 mt.munekata.shingo@mail.iburi.ed.jp